

徳島県告示第七百五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七  
第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成三十年十一月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
徳島市大谷町猿楽二六番三から二六番九まで、 二六番一九から二六番二三まで、二六番二五、 三三番及び三三番並びに二六番一の一部、二六 番一七の一部及び二六番一八の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（ 昭和四十六年政令第百三十三号）第十三条の二第 三号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法 律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五 号）第十二条の三十一第一号